議案第40号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和4年2月1日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例(平成13年さいたま市条例第73号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)		另	川表(第2条関係)		
事務の種類	手数料の額		事務の種類	手数料の額	
1~51の10 [略]			1~51の10 [略]		
52 租税特別措置法(昭和			52 租税特別措置法(昭和		
32年法律第26号)第2			32年法律第26号)第2		
8条の4第3項第5号イ、			8条の4第3項第5号イ、		
第31条の2第2項第14			第31条の2第2項第14		
号ハ、第62条の3第4項			号ハ、第62条の3第4項		
第14号ハ <u>又は第63条第</u>			第14号ハ <u>、第63条第3</u>		
<u>3 項第 5 号イ</u> の規定による			項第5号イ又は第68条の		
優良宅地造成認定の申請に			<u>69第3項第5号イ</u> の規定		
対する審査			による優良宅地造成認定の		
			申請に対する審査		
(1)~(8) [略]	[略]		(1)~(8) [略]	[略]	
53 租税特別措置法第28	[略]		53 租税特別措置法第28	[略]	
条の4第3項第7号イ <u>又は</u>			条の4第3項第7号イ <u>、第</u>		
第63条第3項第7号イの			63条第3項第7号イ又は		
規定による優良宅地造成認			第68条の69第3項第7		
定の申請に対する審査(都			<u>号イ</u> の規定による優良宅地		
市計画法第29条の規定に			造成認定の申請に対する審		
よる許可を受けた宅地の造			査(都市計画法第29条の		
成に係るものを除く。)			規定による許可を受けた宅		
			地の造成に係るものを除く。		

54 租税特別措置法第28		54 租税特別措置法第28		
条の4第3項第6号若しく		条の4第3項第6号若しく		
は第7号ロ、第31条の2		は第7号ロ、第31条の2		
第2項第15号二、第62		第2項第15号二、第62		
条の3第4項第15号二又		条の3第4項第15号二、		
は第63条第3項第6号若		第63条第3項第6号若し		
しくは第7号ロの規定によ		くは第7号ロ又は第68条		
る優良住宅新築認定の申請		の69第3項第6号若しく		
に対する審査		は第7号ロの規定による優		
		良住宅新築認定の申請に対		
5.45		する審査		
(1)~(6) [略]	[略]	(1)~(6) [略] [略]		
55 租税特別措置法施行令	[略]	55 租税特別措置法施行令 [略]		
(昭和32年政令第43号		(昭和32年政令第43号		
)第19条第11項 <u>又は第</u>)第19条第11項 <u>、第3</u>		
38条の5第9項の規定に		8条の5第9項又は第39		
よる特定住宅用地譲渡認定		条の98第9項の規定によ		
の申請に対する審査		る特定住宅用地譲渡認定の		
		申請に対する審査		
56 租税特別措置法施行令	[略]	56 租税特別措置法施行令 [略]		
第19条第12項第4号 <u>又</u>		第19条第12項第4号 <u>、</u>		
は第38条の5第10項第		第38条の5第10項第4		
4号の規定による譲渡予定		<u> 号又は第39条の98第1</u>		
価額の申出に対する審査		<u>0 項第 2 号</u> の規定による譲		
		渡予定価額の申出に対する		
		審査		
57~80 [略]		57~80 [略]		
備考 [略]		備考 [略]		

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。